かなだ

第152号
金田町報
発行所　金田町役場総務課
編集兼発行人　藤川義臣
印刷所　栗林印刷所
電話（09474）②0506番

金田町人の動き

（7月1日現在）

世帯数	2.483		
人口	9.240		
男	4.512	女	4.728
出生	9	死亡	4
転入	47	転出	10

議会だより

議会事務局

昭和五十二年第五回定例町議会が昭和五十二年六月二十三日、本町議会議事堂に招集され、一日間の会期により諸議案が慎重審議され、次のとおりそれぞれ可決されました。

❶議案第29号　金田町税条例の一部を改正する条例について　（原案可決）

❷議案第30号　金田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について　（原案可決）

❸議案第31号　金田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について　（原案可決）

❹議案第32号　田川地区休日救急医療センターの事務委託に関する規約の制定について（原案可決）

❺議案第33号　昭和五十二年度金田町一般会計補正予算（第一号）について　（原案可決）

❻議案第34号　昭和五十二年度金田町簡易水道特別会計補正予算（第一号について）　（原案可決）

❼議案第35号　金田町水道事業給水条例の一部を改正する条例について　（原案可決）

❽議案第36号　金田町教育委員会委員の選任について

住所　金田町大字金田一一二五番地
氏名　村上　渡
明治45年5月51日生

金田町国民健康保険運営協議会委員選任について

委員　植髙　勇太郎

就任の挨拶

教育委員長　村上　渡

私は前教育長島津幸平氏の退任にともない、六月二十三日定例町議会において教育委員に、七月六日招集の教育委員会で教育長に選任せられました。

古来、教育は経国の大業であり、不朽の盛事といわれております。

郷土国家繁栄の基礎となる青少年を健全に育成することは国民すべての念願でありますが、社会の進展にともない、社会構造はいよいよ複雑化し、教育の困難さを痛感させられているところであります。かかる重要なる時期に教育長の重責を荷なうこととなり、身の引き締る心地が致しておる次第でありますが、本町教育行政の責任者として、教育基本法の精神を体し、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成をめざして、教育条件の整備を図りたいと考えております。

また、生涯教育の重要性が叫ばれている今日の社会情勢に思いを致し、社会教育の推進にも力を尽したいと思っております。

更にまた、民主主義の根本理念にもとづく同和教育にも積極的に取組み、差別のない明るい社会、住みよい金田町建設に努力する所存でございます。然しながら何分浅学菲才の身でありますので、町民各位のご指導とご協力を仰いで重責を全うしたいと考えております。

所信の一端を述べて就任のご挨拶と致します。

夏の交通安全について

総務課庶務係

つゆもあがり、暑い暑い夏がやってきました。

この時期は、こどもの学校生活からの解放、海、山へのレジャー交通の増加、暑さによる疲労の蓄積、若者の暴走等により、交通事故の発生が予想されますので、町民の皆さんが一体となって夏の交通事故防止の徹底に努めましょう。

◎八月は、座席ベルト（シートベルト）着用推進運動月間です。シートベルトを着用して事故の予防をしましょう。

〃安全ベルト
着けるゆとりが
身をまもる〃

毎月第3日曜日

『家庭の日』

親と子の心をむすぶ
家庭の日

8月のこよみと行事

（和名葉月）
木の葉がそろそろ落ちる故に、葉落月を略して葉月という。

6日　広島原爆記念日
8日　立秋
9日　長崎原爆記念日
15日　終戦記念日
19日　月おくれ盆
24日　乳児検診
　　心配ごと相談日

老人クラブにはいって活動しよう

中央公民館

老人クラブのねらい

老人になるとややもすると孤独におちいりがちになり、時代の流れから遠ざかってしまう恐れがあります。老人クラブはその地域の老人が集まり、クラブ活動を通じて楽しむと同時に教養を身につけ、社会性を養って時代感覚を体得し、新しい時代に生きる方法を学ぶところです。こうすることによって、クラブにいるときも楽しいが、家に帰っても若い世代の人たちと話合えるようになり、精神的な孤独から解放され、充実した楽しい毎日を送ることができるようになります。

老人クラブの活動

老人クラブで行なっている活動はいろいろありますが、これらはその地域の特性や生活意識の程度などによって違ってきますが、それぞれの実情に応じた活動を取り上げ、自主的に、そして常に変化のある内容にしていくことが大切です。

現在、毎月二回老人大学を開催し老人の教養を高めるため、いろいろな学習が行なわれています。尚、老人クラブ加入希望者は下記のクラブへ申込み下さい。

クラブ名	会長名
一区老人クラブ	市丸脇蔵
二区(一組) 〃	辰島信照
二区(二組) 〃	山本喜三郎
三区(上組) 〃	藤本伊助
三区(下組) 〃	島津正
四区 〃	加治テル
宝見 〃	中村信夫
人見(第一) 〃	東鶴助
人見(第二) 〃	相良モイ
神崎 〃	永富泰次
高見 〃	宮本徳忠
福吉 〃	原弘

嫌われない老人になるために次のことを守ろう

❶服装、身なりはきちんとする。
❷良い趣味をもち、新しい知識を積極的に学ぶ。
❸おしゃべり、おせっかい若い者の悪口などはやめる。
❹子どもが成長したら、早く独立させ、あまり口を出さない。
❺自分の信仰、信条をおしつけない。
❻自分本位に考えない。
❼孫の教育、しつけはその親にまかせる。
❽悩みごとを聞いてくれる友人をもつ。
❾若い人とつきあい、時代の考え方を知る。
❿自分にできる仕事をたのまれたら、できるだけ手伝ってあげる。

犬は人に迷惑をかけず正しく飼いましょう

最近犬による被害が各地に発生し、新聞等で報じられています。わが子のように可愛い犬でも飼い方を誤ると人に咬みついたり、田畑を荒したりして大変人に迷惑をかけます。犬を正しく飼うには次の事項を守って下さい。

◆畜犬登録を受けましょう
生後91日以上の犬は毎年一回市町村役場に登録し鑑札を受け、犬の首輪につけて下さい。

◆狂犬病予防注射を受けましょう
狂犬病は一旦発病すると絶対に助からない最も恐ろしい人畜共通の伝染病です。犬は必らず年2回（4月、10月）の予防注射を受け、注射済票を首輪につけて下さい。

◆犬はつないで飼いましょう
通学、通園の学童園児、または郵便、新聞、牛乳の配達や御用聞きの人達が困っています。
農家の人も田畑を荒されて困っています。

◆犬を捨てないようにしましょう
犬を捨てることは野犬を増やすもとになります。不用になった犬は子犬でも親犬でも次のようにして下さい。

不用犬引取曜日
毎週木曜日に田川保健所より午前8時30分～10時ごろ来ますので、不用犬を前日か木曜日の8時30分～10時頃までに役場へ連れてきて下さい。
犬の飼い方のマナーを守り、人に迷惑をかけないようお互に気をつけましょう!!

台風による
災害を防ごう!

台風シーズンをむかえて次のことに注意しよう。
雨戸や窓ガラスは、さんやベニヤ板、くぎなどでしっかり補強しておく。停電や避難に備え、必要なものを早目に。懐中電灯、トランジスターラジオ、食料等を準備しておくこと。山（がけ）くずれなどの被害が起りやすいところでは事前に役場、消防、警察、町内会（世話人）などで避難先を確かめておこう。
台風が近づいたときはテレビ、ラジオで発表される新しい台風情報をよく聞き早めに戸締り、火の元、ガスの元せん、電気のスイッチなどを確かめ、避難の準備をし、台風による災害の危険が迫ったら、早目に避難することが大切で、警察や消防、市町村の職員などの指示による避難はもちろん、危険を感じたときは自主的に避難し、特に老人、病人、婦女子は危険が迫る前に早目に安全なところへ避難させ、服装は身軽なもので、素膚の部分を少なくし（ヘルメット、座ぶとんなどで頭をかくす）身支度はしっかりしておこう。

水は貴重な資源

暑くなると水を余計に使うようになります。
自然の水を生活用水に変えるのには、多くの経費がかかっています。最近水道料金も使う量がふえるほど、より高い料金を支払うしくみになっています。
ひとりひとりのちょっとした心がけが、貴重な資源の浪費や家計のムダをふせいでくれます。
たとえば、じゃ口から一秒に一滴ずつもれていても、一日にバケツ三杯ぐらいにはなります。毎日の生活のなかで、水をムダ使いしないよう心がけたいものです。
ムダといえばガス瞬間湯沸器の小さな口火（パイロットバーナー）も長い時間使わないときは、いったん消しておきましょう。一時間使わないときはいったん消しておきましょう。
一時間でおよそ二百カロリーの損。一日に五時間つけっぱなしにすると一日およそ一千カロリーの消費。これで二リットルのやかん三杯のお湯を沸かすことができます。

毎月1日は
田川地区住民
防災の日

8月分より水道料金改訂のお知らせ

上水道関係地区の皆様へ

昭和52年8月1日から新しい水道料金になります。
本町の水道料金は昭和四十四年八月一日から実施されているもので、八年間改訂されないまま、今日に至り、今ではその赤字額が一億五千万円となり、水道事業の経営状態が非常に悪化されています。
このような状態のなかで去る六月二十三日の定例町議会に水道料金改訂の条例案を提出しましたところ、公共料金値上げについては特に慎重に審議に審議を重ねた結果、近隣市町村の改訂前の料金で可決されました。
新料金は、八月分（九月徴収分）から適用されます。
『きれいな』安心して飲める水を各家庭に豊富に送水するため施設の改善、増補改良等の事業を進めてきましたが、このような水道事業を運営するには施設費薬品費、電気代、人件費などの多額の経費を必要とします。
給水原価をできるだけ低くおさえるために、水道課では努力を重ねてきましたが需用と供給のバランスがとれず、赤字額は年々増加するばかりであり、そのため一時借入れを市中金融機関よりして今日までまいりましたが、金利だけの支払いが毎月百万円を超える額となり、現在の水道料金が毎月百三十万円入りますが電気代、薬品代にも足りない状態に追い込まれました。
水道事業は、水道料金によって経営することが基本原則であります。このままであれば、水道事業は最悪の事態となることは火を見るより明らかであります。

◇皆さんの水道を守るためのお願い
『健康を守るため、安心して使っていただける水道』として、経営を維持するためには、財政が健全でなければなりません。
財政の建て直しに理解とご協力をお願いします。

【上水道新料金表】

水道料金

種別＼料率	基本料金 水量	基本料金 料金	超過料金 水量	超過料金 料金
家事営業用	5㎥まで	400円	——	——
	10㎥まで	640円	——	——
	10㎥をえる	640円	1㎥につき	80円
一時用	1㎥につき	100円	1㎥につき	100円
学校用	100㎥まで	5000円	1㎥につき	80円
私設消火栓用	演習1回 10分毎に			2000円

メーター使用料

口径	料金(1カ月につき)
13㎜	60円
20㎜	100円
25㎜	200円
40㎜	300円
50㎜	700円
75㎜	1000円

子どもを交通事故から守ろう

キャッチフレーズ
『妻や子に　無事故のおみやげ　今日もまた』
『話し合う　家族で事故のない世界』
『とびだすな　くるまのかげや　ほそいみち』

運転者向け
歩行者向け
子ども向け

子どもの交通事故を防止するため、次のことを呼びかける。

❶母親(家庭)に対して
。茶の間で交通安全の話題をとりあげ、家族全員で交通安全を考える。
。子どもが歩んでいる場所を把握し、安全な遊び場を教え、交通量の多い道路や止まっている車の近くなど、危険なところでは絶対遊ばせない。
。母親が常に交通安全行動について手本を示すとともに、日常の生活を通して体験的（具体的）に信号の見方、安全な横断の方法などを教える。
。道路を通るときは、保護者が子どもの左手をつなぎ、道路の内側を通る。
。車を運転する者には絶対に酒を飲ませない。家族が酒席に出るときは、車を運転していかせない。

❷運転者に対して
。夏休みにはいり、こどもの戸外活動が活発になるので団地内や公園、学校などの近くを通行するときは、特に子どものとび出しなどに気を配り、安全運転をする。
。子どもが付近にいたらとび出しなどに気を配り、安全運転をする。
。交差点で右左折するときは、左右の安全を十分確認して横断中の歩行者やバイクなどには特に注意する。
。発進や後退するとき、車の死角となる車の下や廻りにも、子どもが遊んでいないかを確かめる。

❸子ども(自転車)に対して
。道路で遊んだり、急にとび出したりしない。
。横断するときは、手をあげて右を見て、左を見てもう一度右を見てから渡る。
。交差点ではいったん止まって左右の安全を確かめる。
。自転車は、体にあったものを選び、ハンドル、ブレーキ、ペタルなどの安全を確かめ、常に整備しておく。
。自転者の二人乗りや、片手ハンドル、友だち同士で横にならんで走らない。

季節の話題

《土用波》

まだまだ暑さはつづきますが、南高北低の夏型の気圧配置で天気も安定しているようにみえますが、そろそろ台風が南方海域にあらわれてきます。八月は一年を通じて、台風の発生する数が一番多いといわれています。八月の台風は、一般に本州の西方海上を北上して本邦に接近するものが多く、また不規則な動き方をするので、迷走台風と呼ばれています。遊びに行った海岸で『土用波がでてきたから気をつけな』と地元の人が教えてくれます。

土用波というのは、実は台風の前ぶれで、台風が海上にあるとき、中心付近でできたウネリは四方八方に広がっていきます。
速度は一般の台風よりもはるかに早いので、台風から一、〇〇〇キロも二、〇〇〇キロも離れた地方の海岸に打ち寄せて大波を起こします。この土用波は、沖にあるときは波の高さも小さく、波長も長いのであまり目立ちませんが、浅瀬の海岸に近づくと波の高さは次第に高くなり、波長も短くなり、巻波になってくずれ落ちてきます。
こうなったら、ことしの海水浴場での遊びはおしまいと思っていいでしょう。

ありがとうございました

福沢タマ子　様
熊本美恵子　様

右の方より香典返しとして多額のご寄付をいただきましたので、有意義に使用させていただきました。

社会福祉協議会

〝その一杯　ことわる勇気が　事故を断つ〟

お知らせ

国民年金に任意加入していますか

二十才から五十九才までの国内に住む日本国民で、

❶職場での年金制度に加入している人の配偶者（サラリーマンの奥さん等）

❷被用者年金制度から老令（退職）年金か、障害年金が受けられる人とその配偶者。

❸被用者年金制度から、遺族年金が受けられる人。

❹県、市、町、村の議会議員とその配偶者

❺昼間部の大学生

任意加入すれば

❶保険料納付済期間が下の表の年数で、国民年金から単独の老令年金が受けられます。

❷OL時代の厚生年金保険の期間が生かされます。

❸前記任意加入しなかった期間をあわせて右表の年数あれば、通算老令年金が受けられますので、国民年金の保険料納付済期間が一年でも無駄にならず納めた期間に応じた年金が受けられます。

❹その他、万一の場合は、母子年金や障害年金も受けられます。

現在、すでに福岡県内だけでも二十七万四千人が任意加入されています。

また、任意加入の場合はさかのぼって加入することが出来ませんので、一日も早く加入されるようおすすめします。

国民年金への加入申込みは、役場の国民年金係で受けつけています。

生年月日		老令年金に必要な期間
大正	5年4月1日以前	10年
〃	6年4月1日 〃	11年
〃	7年4月1日 〃	12年
〃	8年4月1日 〃	13年
〃	9年4月1日 〃	14年
〃	10年4月1日 〃	15年
〃	11年4月1日 〃	16年
〃	12年4月1日 〃	17年
〃	13年4月1日 〃	18年
〃	14年4月1日 〃	19年
〃	15年4月1日 〃	20年
昭和	2年4月1日 〃	21年
〃	3年4月1日 〃	22年
〃	4年4月1日 〃	23年
〃	5年4月1日 〃	24年
〃	5年4月1日 〃	25年

愛の献血実施について

保健係

私達の生命も今日では、交通事故をはじめ、いろいろな危険にさらされています。いつ輸血を必要とするような事態がおきないとも限りません。このような時に尊とい生命を救うのが献血です。この血液は愛の献血によって、準備することが出来るのです。

このような大切な血液の代替えはないのです。金銭では買えない血の一滴を皆様の愛の献血により確保したいと思います。

❶とき　昭和52年8月30日　午前10時～15時まで

❷ところ　金田町役場前

❸献血手帳を持参下さい

❹献血の出来る年令　16才以上～65才までの健康な人

警察事務員及び交通巡視員の募集

❶募集人員

中級警察事務員　男子　約二十名

初級警察事務員　男子　約三名　女子　約二十名

交通巡視員　女子　約三十五名

❷受験申込み期間　九月一日（木）～九月二十日（火）

❸試験実施日

。第一次試験　十月十六日（日）

。第二次試験　未定

❹試験案内の交付

。七月下旬

❺受験資格

中級駐

。昭和二十七年四月二日～昭和三十三年四月一日までに生れた者。

初級駐（交通巡視員を含む）

。昭和二十九年四月二日～昭和三十五年四月一日までに生れた者。

児童手当受給者のみなさんへ

福祉係

※児童手当制度の目的

児童が心身ともにすこやかに成長することは、国民すべての願いであり、家庭と社会がともどもに児童の健全な育成に努めることが望まれます。

児童手当制度は、このための施策のひとつとして生まれたものです。

この制度は、国、都道府県、市区町村と事業主が費用を持ちあい、児童を養育する人に児童手当を支給することによって、家庭生活の安定と次代をになう児童の健全育成、資質向上とをはかることを目的としています。

❖児童手当制度のあらまし

児童手当の受給資格

児童手当は、日本国内に住所がある日本国民が、次の要件にあてはまっているときに支給されています。

❶十八才未満の児童を三人以上養育しており、そのうち一人以上が、義務教育終了前の児童（中学校を卒業するまでの児童）であること。

❷その人の前年の収入が、一定の額（たとえば、給与所得者については、扶養親族等が五人の場合、四百九十七万円）に満たないこと。

届出

次のいずれかにあてはまるようなことがありましたら、すぐに、それぞれの届書や請求書を役場に出して下さい。

◎受給者の方が同じ市区町村のなかで住所がかわったとき、また養育している児童の住所がかわったとき。

◎受給者の方が他の市区町村に住所がかわったとき

◎受給者の方が公務員または公共業体の職員になったとき。

◎児童手当の額が増額されるようになるとき。

◎児童手当の額が減額されるとき。

◎児童手当の支給が終わるようになったとき。

◎以上の届のほかに、受給者の方の氏名がかわったときや養育している児童の氏名がかわったときはその旨を届け出ることになっています。